

平成 30 年 10 月 15 日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田 中 滋 殿

公益社団法人日本介護福祉士会
会 長 石 本 淳 也

今般の大型の処遇改善のあり方について（意見書）

今般の介護福祉士の資格に着目した大型の処遇改善が示されたことは、介護福祉士の職能団体として、大変にありがたいことと考えております。

今回の閣議決定により、他職種・他産業との賃金ギャップの差が縮まることは、介護福祉士を含む介護職員が誇りを持って仕事に向き合う大きな励みになり、モチベーションの向上とともに、介護人材の定着促進・新規参入・潜在有資格者の掘り起こしに効果的に作用するものと考えており、介護人材の安定的確保に繋がるものと大きな期待を寄せております。

つきましては、今般の処遇改善の効果が最大限のものとなるよう、以下のとおり意見を申し上げます。

記

- ① 今般の大型の処遇改善の趣旨を踏まえれば、何より、他職種・他産業と「経験・技能のある職員^(注)」の賃金格差を埋めることが重要であり、処遇改善は「経験・技能のある職員^(注)」に対して重点的に配分し、当該者が処遇改善を十分に実感できる仕組みとすること
- ② ただし、介護が多職種連携のもとで実践されるものであること等を踏まえれば、「他の介護職員など^(注)」に対しても、処遇改善を行うことは否定しない
- ③ 他方で、職場環境の整備も極めて重要であり、その際、介護福祉士として更なる技能向上を図るためには、職場内研修のみならず、職場外で行われる資格取得後の体系的な継続教育を担保し、学び続けることの出来る環境を確保すること
- ④ なお、「経験・技能のある職員^(注)」として「介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士^(注)」が例示されているが、介護人材の新規参入や定着促進等の効果を高めるためにも、その対象範囲の考え方を少し緩和してはどうか
その際、「経験・技能のある職員^(注)」であることを証することができない特別な理由がある等の場合で、日本介護福祉士会が管理している登録情報が有効に活用できるのであれば、協力させていただきたい

以上

(注) 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)の「5. 介護人材の処遇改善」において使用されている文言